

令和元年 7 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和元年 7 月 10 日 開会

令和元年 7 月 10 日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第12号

令和元年7月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年6月20日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和元年7月10日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所議場

3 付議事件

- （1）令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- （2）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- （3）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- （4）財産の取得に関し議決を求めることについて
- （5）財産の取得に関し議決を求めることについて
- （6）財産の取得に関し議決を求めることについて
- （7）財産の取得に関し議決を求めることについて
- （8）財産の取得に関し議決を求めることについて

令和元年7月宮古地区広域行政組合議会臨時会

令和元年7月10日（水曜日）

午後1時開議

議事日程

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 4 | 議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて |

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
3 番	八重樫	龍 介 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	伊 藤	清 君	7 番	畠 山	昌 典 君
8 番	畠 山	拓 雄 君	9 番	落 合	久 三 君
1 0 番	尾 形	英 明 君	1 1 番	阿 部	吉 衛 君
1 2 番	菊 地	大 君	1 3 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

6 番 高 橋 秀 正 君

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副管理者宮古市副市長	佐	藤	廣	昭 君
事 務 局 長	大	森		裕 君
総 務 課 長	山	本	克	明 君
施 設 課 長	田	中		晋 君
施 設 課 主 幹	坂	本	好	治 君
消 防 長	上	沢		隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	小	林	達	広 君
総 務 課 長	畠	山		毅 君
指 令 課 長	中	村	光	宏 君

議会事務局出席者

書	記	坂	本	百	洪 君
書	記	館	洞	秀	徳 君
技	師	盛	合	龍	司 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより令和元年7月宮古地区広域行政組合議会臨時議会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、畠山昌典君、8番、畠山拓雄君を指名をいたします。

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

- 事務局長（大森 裕君） 議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の名称を令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計予算とし、元号による年表示についても令和に読み替えるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,095万5,000円とするものでございます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明しますので、1－6、1－7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費1,236万7,000円の増額は、浸出液処理施設回転円板等の修繕料でございます。

次に、歳入をご説明しますので、1－4ページ、1－5ページにお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金1,236万7,000円の増額は、歳出でご説明しました事項の増額を踏まえ、2 節衛生費を増額するものでございます。

以上が令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算」の名称を「令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,140,955 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 7 月 10 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,025,501	12,367	3,037,868
	1 負担金	3,025,501	12,367	3,037,868
補正されなかった款項にかかる額		103,087		103,087
** 歳 入 合 計 **		3,128,588	12,367	3,140,955

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,006,915	12,367	1,019,282
	2 清掃費	1,006,905	12,367	1,019,272
補正されなかった款項にかかる額		2,121,673		2,121,673
** 歳 出 合 計 **		3,128,588	12,367	3,140,955

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第４、議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、し尿の収集、運搬手数料の改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、設置許可手数料の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、別表中、「６ し尿の収集、運搬及び処分」のうち、収集、運搬手数料について、180リットルまで1,161円を1,360円に、180リットルを超える場合、18リットルまたはその端数ごとに116円10銭を136円に改正するものでございます。

また、別表中、「14 消防法に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務」については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置許可手数料を、２－１から２－２ページの表のとおり改正するものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を令和元年10月１日とするものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年７月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分を安定的かつ適正に実施するため並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い手数料の額を改正しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例は原案

のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 議案集3－1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ交付されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第16条では避雷設備の構造に関し、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、日本産業規格の根拠法の定義を明確にするものでございます。

第29条の5、第1項第1号はスプリンクラーヘッドに関し、現行の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の基準に合わせ、「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めるものでございます。

同じく第29条の5、第1項第6号は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するものでございます。

次に、附則でございますが、条例の交付の日から施行するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、不正競争防止法等の改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論もないようでございます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第6、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集4－1ページをお開き願います。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、自走式破砕機で、取得予定価格は税込み4,400万円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、5月23日、4者による入札の結果、住所、宮古市松山第6地割30番地2、名称、中三機械株式会社、代表取締役、平山正章と契約しようとするものでございます。

落札率は70.85%でございました。

納入期限は令和2年1月31日でございます。

参考資料といたしまして、4－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般廃棄物最終処分場の用に供する自走式破砕機の買入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論もなしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 次に、日程第7、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 議案集5－1ページをお開き願います。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高規格救急自動車で、取得予定価格は税込み2,068万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、2者による見積りの結果、住所、宮古市太田二丁目1番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、安部忍と契約をしようとするものでございます。

落札率は94.19%でございました。

納入期限は令和2年3月19日でございます。

参考資料といたしまして、5－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結します。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第8、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 議案集6－1ページをお開き願います。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、水槽付消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み5,797万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、9者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約をしようとするものでございます。

落札率は98.26%でございました。

納入期限は令和2年3月6日でございます。

参考資料として、6－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する水槽付消防ポンプ自動車の買入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論もないようでございます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第9、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 議案集7－1ページをお開き願います。

議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み4,125万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、9者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約をしようとするものでございます。

落札率は98.3%でございました。

納入期限は令和2年2月28日でございます。

参考資料といたしまして、7－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年7月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する消防ポンプ自動車の買入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第10、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 議案集8－1ページをお開き願います。

議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、化学消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み6,666万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、9者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約をしようとするものでございます。

落札率は98.76%でございました。

納入期限は令和２年３月19日でございます。

参考資料といたしまして、８－２ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年７月10日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する化学消防ポンプ自動車の買入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第８号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第８号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年７月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 １時３０分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員